



埼玉県報

第 656 号
令和 7 年(2025 年)
9 月 30 日
火曜日

目 次

規則

- 埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則（こども政策課）
- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（こども政策課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）

訓令

- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

告示

- 埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課）
- 磁気共鳴画像診断装置（MR I）に関する入札公告（入札課）
- MR ガイド下集束超音波治療器に関する入札公告（入札課）
- S P E C T - C T 装置に関する入札公告（入札課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)

祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 東第二土地改良区の役員就退任届 (東松山農林振興センター)
- 所沢都市計画緑地の事業認可 (公園スタジアム課)
- 指定公金事務取扱者の指定 (出納総務課)
- 県立高等学校入学者選抜システム構築及び運用保守業務委託に関する入札公告(高校教育指導課)
- 県道日高川島線の区域の変更 (東松山県土整備事務所)
- 025 水整第 111 号川口幹線 (I 期) 送水管更新工事に伴う技術協力業務委託に関する入札公告 (水道管理課)

規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第九十五号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第一号調査審議事項の欄3中「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五第二項（法第三十三条の十六の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同欄中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第十八条の二十の二第二項（法第十八条の三十三第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特定登録取消者の保育士登録（法第十八条の三十三第四項において読み替えて準用する場合にあつては、地域限定保育士登録）に関する事項

第七条第一項の表第一号調査審議事項の欄に次のように加える。

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の六第二項に規定する報告に関する事項
第七条第一項の表第三号調査審議事項の欄2中「平成十八年法律第七十七号。」を削る。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第九十六号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条の表埼玉県児童福祉審議会の項中「の調査審議並びに」を「及び同法第二十七条の六第二項の規定による同条第一項の報告に関する事項並びに」に、「第七十七条」を「第七十二条第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第百八十七条の表埼玉県児童福祉審議会の項の改正規定中「第七十七条」を「第七十二条第四項」に改める部分は、公布の日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二―一五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一―）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「総合リハビリテーションセンター福祉局長」を「総合
総合

リハビリテーションセンター福祉局長

に改め、同表警察本部の項中「企画調整室

リハビリテーションセンター医療局長」

長」を「企画・国際調整室長」に改め、「植樹祭対策室長」を削る。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二一六

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

「副課長

別表第一二の表中「副課長」を

地域機関の局長（総合リハビリテーションセン

ターの局長に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十一号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第十九条第二項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（別表第六の三）を教育委員会に提出しなければならない。同条第三項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第十七条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の請求にあつては第一号部分休業簿（別表第六の三の二）を、同項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の請求にあつては第二号部分休業簿（別表第六の三の三）をもつて教育委員会に請求しなければならない。

別表第六の三を次のように改める。

別表第 6 の 3 （第 1 7 条関係）

部 分 休 業 申 出 書			
埼玉県教育委員会 様		年 月 日	
		校 職 氏	名 名 名
次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。			
1 請求に係る子	氏 名		続 柄
			生 年 月 日
			年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容	
	☐ 当初	☐ 第 1 号部分休業（1 日につき 2 時間を超えない範囲内）	
	☐ 変更	☐ 第 2 号部分休業（1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内）	
3 変更が必要な事情			
4 備 考			
(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。 2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第 1 号部分休業の場合は別表第 6 の 3 の 2 を、第 2 号部分休業の場合は別表第 6 の 3 の 3 を提出すること。			

別表第六の三の次に次の二表を加える。

別表第6の3の2（第17条関係）

第1号部分休業簿

校 名 _____

塾 名 _____

氏 名 _____

年度 _____

記号 番号	労働者	年 記					部分休業の請求期間										請求月日	備 考
		労働者	請求事由 (理由等書)	月 日				加算／ 減算時	時 間									
1							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
2							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
3							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
4							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
5							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
6							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
7							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
8							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
9							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
10							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		

(注) 年記欄の署名等は適宜変更又は増減できること。

別表第6の3の8（第17条関係）

第2号部分休業簿																		
年度 _____ 校 名 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____																		
記号 番号	活動					労務安全 (事故/疾病)	部分休業の請求期間								請求 時間数	残時間数	請求月日	備 考
	労働者				請求者		月 日				時 間							
1							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	

(注) 承認書の署名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

埼玉県訓令第14号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第十九条第二項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（様式第十三号の四）を決裁権者に提出しなければならない。同条第三項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第十四条の二中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認の請求をしようとするときは、総務事務システムにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の請求にあつては第一号部分休業簿（様式第十三号の四の二）を、同項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の請求にあつては第二号部分休業簿（様式第十三号の四の三）を決裁権者に提出することができる。

様式第十三号の四を次のように改める。

様式第13号の4（第14条の2関係）

部分休業申出書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	☐ 当初	☐ 第1号部分休業(1日につき2時間を超えない範囲内)		
	☐ 変更	☐ 第2号部分休業(1年につき条例で定める時間を越えない範囲内)		
3 変更が必要な事情				
4 備考				

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、第1号部分休業の場合は様式第13号の4の2を、第2号部分休業の場合は様式第13号の4の3を提出することができる。

様式第十三号の四の次に次の二様式を加える。

様式第 1 3 号の 4 の 2 （第 1 4 条の 2 関係）

第 1 号部分休業簿

所属所名 _____
職 名 _____
氏 名 _____

年度						氏 名											
整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求月日	備考	
	決裁者				請求者		月 日				毎日／ 曜日等	時 間					
1							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
2							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
3							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
4							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
5							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
6							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
7							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
8							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
9							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
10							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第 1 3 号の 4 の 3 （第 1 4 条の 2 関係）

第 2 号部分休業簿

所属所名 _____
職 名 _____
氏 名 _____

年度						氏 名												
整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求 時間数	残時間数	請求月日	備考
	決裁者				請求者		月 日				時 間							
1							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

訓 令

埼玉県訓令第十五号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第五項」を「第二条第八項」に改め、同条第二項中「第二条第四項」を「第二条第七項」に改める。

第二条中第五項を第八項とし、第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 所属長は、前項の規定の適用を受ける職員の一週間ごとの期間における勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間について、次の各号のいずれにも該当する場合には、条例第三条第三項の規定の例により、職員の申告を経て、第三号の週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 勤務時間について、一日につき七時間四十五分であること。

二 勤務時間の割振りについて、第一条第一項に規定する勤務時間であること。

三 週休日について、日曜日及び土曜日であること。

四 休憩時間について、第一条第一項に規定する休憩時間であること。

3 所属長は、前項に規定する場合において、第一条第三項又は第一条の二第四項の規定の例により、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

4 所属長は、第二項に規定する場合において、第一条第五項又は第一条の二第五項の規定の例により、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。附則第五項及び第六項中「第一条」の下に「及び別表」を加える。

附則第八項及び第九項中「（休憩時間に係る部分に限る。）」を削る。

別表埼玉学園の項中「（別表）」を「（別表）」に、「（別表）」を「（別表）」に改める。

別表高等看護学院の項中「全職員」を「臨地実習の業務に従事する職員」に改める。

別表高等技術専門校の項中「全職員」を「訓練指導業務に従事する職員」に改める。

別表秩父高原牧場の項中「上に同じ。」を「全職員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教員委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第十九条第二項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（様式第十九号の四）を所属長に提出しなければならぬ。同条第三項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第十七条の二中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、総務事務システムにより所属長に請求しなければならない。ただし、これにより難い場合は、同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の請求にあつては第一号部分休業簿（様式第十九号の四の二）を、同項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の請求にあつては第二号部分休業簿（様式第十九号の四の三）を所属長に提出することができる。

様式第十九号の四を次のように改める。

部分休業申出書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	☐ 当初	☐ 第 1 号部分休業（1 日につき 2 時間を超えない範囲内）		
	☐ 変更	☐ 第 2 号部分休業（1 年につき条例で定める時間を越えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備考				

- (注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、第 1 号部分休業の場合は様式第 19 号の 4 の 2 を、第 2 号部分休業の場合は様式第 19 号の 4 の 3 を提出することができる。

様式第十九号の四の次に次の二様式を加える。

様式第 1 9 号の 4 の 2 （第 1 7 条の 2 関係）

第 1 号部分休業簿

所属所名 _____
職 名 _____
氏 名 _____

年度

氏 名

整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間									請求月日	備考					
	決裁者				請求者		月 日				毎日／ 曜日等	時 間										
							月	日	から	月		日	まで		時	分	から	時	分	まで		
1							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
2							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
3							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
4							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
5							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
6							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
7							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
8							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
9							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
10							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第 1 9 号の 4 の 3 （第 1 7 条の 2 関係）

第 2 号部分休業簿

所属所名
職 名
氏 名

年度						氏 名												
整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求 時間数	残時間数	請求月日	備考
	決裁者				請求者		月 日				時 間							
1							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百三十号

令和六年埼玉県告示第五十八号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）
において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについては、自動車税の種別割を除き、同月三十一日とする。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

都道府県名	地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

磁気共鳴画像診断装置（MR I） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年9月30日（水）

(4) 納入場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 石井 電話048-830-5780（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月21日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月20日（木）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月21日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和 7 年11月21日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年10月30日(木)午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年10月6日(月)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Magnetic Resonance Imaging Machine

(2) Deadline for Submissions:

By electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, November 21, 2025

By registered Mail: 5:00 pm, Thursday, November 20, 2025

In person: 10:00 am, Friday, November 21, 2025

(3) Contact Information:

General Affairs and Supplies Procurement Group,

Bidding Services Division, Department of General Affairs,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第七百三十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

MRガイド下集束超音波治療器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年9月30日（水）

(4) 納入場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 田中 電話048-830-5780（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月21日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月20日（木）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月21日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和 7 年11月21日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年10月30日(木)午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年10月6日(月)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Magnetic Resonance-guided Focused Ultrasound Treatment Device

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, November 21, 2025

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, November 20, 2025

In Person: 10:00 am, Friday, November 21, 2025

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第七百三十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

SPECT-CT装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年9月30日（水）

(4) 納入場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等に応ずる各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 竹内 電話048-830-5778（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月21日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月20日（木）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年11月21日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和 7 年11月21日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年10月30日(木)午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年10月6日(月)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Single Photon Emission Computed Tomography-Computed Tomography
(SPECT-CT) Machine

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, November 21, 2025

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, November 20, 2025

In Person: 10:00 am, Friday, November 21, 2025

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301, Japan
Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第七百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
青山メデイカルクリニック	医療法人社団青山メデイカルクリニック	東松山市西本宿五七九―二	令和七年九月一日
佐野医院	佐野 民治	鴻巣市松原一―三―一七	令和七年八月四日
はるのひ皮フ科	上田 拓文	上尾市春日二―二四―一上尾市春日クリニックモール	令和七年九月一日
医療法人社団幸毅会新座眼科	医療法人社団幸毅会	新座市東北二―三五―一九〇 r i r o 志木一階	令和六年七月一日
モアプラザ歯科	川本 司	熊谷市新堀新田五二三―四モアショッピングプラザ一F	令和七年八月一日
医療法人社団ブライトスマイルクリニック	医療法人社団ブライトスマイル	所沢市御幸町一―一六―二〇一所沢スカイライズタワー	令和七年九月一日

くりた歯科・小児歯 科クリニックス	栗田 武	本庄市小島南二―六―三二	令和七年九月 一日
セキ薬局 山口店	株式会社セキ薬 品	所沢市山口一四一七―一	令和七年九月 一日
爽やか薬局・加須常 泉店	平尾 真	加須市常泉二八―一	令和七年八月 一日
ドラッグセイムス春 日部備後東薬局	株式会社富士薬 品	春日部市備後東三―六―一〇	令和七年九月 一日
黒沢薬局 松原店	株式会社黒沢薬 局	鴻巣市松原一―三―一八	令和七年八月 一日
あおい調剤薬局 久保稲荷店	あおい調剤薬局 株式会社	入間市久保稲荷一―二九―一 ―一〇二	令和七年九月 一日
スギ薬局 富士見 渡戸店	株式会社スギ薬 局	富士見市渡戸二―五―四五	令和七年九月 一日
セキ薬局 幸手店	株式会社セキ薬 品	幸手市東二―一―二九	令和七年九月 一日
ティーン訪問看護 ステーション春日 部	株式会社ティン オン	春日部市中央四―九―一四板 橋第一ビル三〇―一	令和七年九月 一日
訪問看護そらりハ	株式会社クリエ	白岡市小久喜九四三―八	令和七年八月 一日
訪問看護リベル 草加	株式会社リベル ケア	草加市草加二―一四―二五ド ミールイソダA棟二〇二号室	令和七年九月 一日

カンタキ訪問看護 リベル 草加	株式会社リベル ケア	草加市草加二―一四―一〇	令和七年九月 一日
--------------------	---------------	--------------	--------------

二 指定施術機関

氏 名	住 所	施 術 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
小林 愛子		わしみやマッサ ージ	久喜市葛梅一―四―三グリ ンベル二〇一	令和七年十月 一日
山上 英子		ひなげし治療院	朝霞市東弁財二―四―二二 カーサ東弁財二〇三	令和七年六月 一日
久保木 博文		フレアス在宅マ ッサージ上尾施 術所	上尾市浅間台四―二三―一 〇アヴァンセ上尾二〇六	令和七年八月 一日
塩野 透		まごころ治療院	さいたま市大宮区桜木町二― 四八一羽入田ビル三階	令和七年九月 十五日
馬場 節子		あん摩マッサー ジ治療院らくら く倶楽部	熊谷市銀座一―九四	令和七年七月 二十五日
池永 浩明		オーロラ鍼灸マ ッサージ治療院 大宮店	さいたま市見沼区深作一―一 ―三YKハイツ二〇二号	令和七年八月 二十五日

告 示

埼玉県告示第七百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
みずほ在宅医療	開設者名称	医療法人ルカ会	医療法人地承会
志木新成メデイカルクリニック	名 称	村山クリニック	志木新成メデイカルクリニック
	開設者名称	医療法人ルカ会	医療法人地承会
ひばり薬局 石橋 店	開設者名称	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社
ひばり薬局 かや ば店	開設者名称	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社
ひばり薬局 花園 店	開設者名称	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社
ひばり薬局 滑川 店	開設者名称	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社

ひばり薬局 はね お店	開設者名称	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社
ひばり薬局美里店	開設者名称	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社
かばさん薬局 熊 谷銀座店	名 称	トミオカ薬局 銀座店	かばさん薬局 熊谷銀座 店
訪問看護ステーション にこにこハ	所 在 地	深谷市西島六番地Km フローレンス西島A棟 一〇三号	深谷市萱場六―二二

二 指定施術機関

氏 名	変更事項				変 更 前	変 更 後
小澤 智亜紗	施術所				訪問マッサージ G E N K I S U N 春日部	訪問マッサージ つむぎ
	所在地	名 称	所在地	名 称		
	(追加)	(追加)	B二〇二 春日部市緑町六―一二 ―一二リベルテメゾン	八潮市二丁目九八三 ―四		
	八潮市緑町二―一八 ―六秋桜一〇三	小澤 智亜紗				

原 高 広		増 田 紗 苗		高 梨 友 香 子	
施 術 所		施 術 所		施 術 所	
所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称
千葉県松戸市常磐平五 ー二ー五チェリー ビーンズー〇ー	ともしび鍼灸院	(追加)	(追加)	北足立郡伊奈町中央五 ー二七ローズガーデン 式番館一〇七	訪問鍼灸マッサージK E i R O W伊奈ステ ーション
東京都葛飾区お花茶 屋ー二〇ー八ー二 〇ー	訪問マッサージ 和 楽	行田市長野一ー四ー 三〇	からだ元氣治療院 熊谷・行田店	さいたま市北区東大 成町二ー三四三ー二	在宅マッサージ治療 院 福寿

告 示

埼玉県告示第七百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	廃止年月日
桑島内科医院	春日部市大枝三一五	令和七年六月三十日
佐野医院	鴻巣市小松一―三―二九	令和七年八月三日
新座眼科	新座市東北二―三五―一九 o r i i r o 志木一階	令和六年六月三十日
志田歯科医院	熊谷市坂井四一四―一	令和七年七月二十五日
モアプラザ歯科	熊谷市新堀新田五二三―四モアシヨツ ピングプラザーF	令和七年七月三十一日
根岸デンタルクリニック	北本市山中一―一六六	令和七年八月十二日
酒井歯科医院	所沢市山口二五五八	令和七年七月三十一日

黒沢薬局 小松店	白岡あいりす薬局	スズキ薬局	爽やか薬局・加須常泉店
鴻巣市小松一―三―二七	白岡市小久喜一―八九―一	蕨市中央三―一五―八	加須市常泉二八―一
令和七年七月三十一日	令和七年七月三十一日	令和七年七月十九日	令和七年七月三十一日

告 示

埼玉県告示第七百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
こどもみらいデンタルクリニック	戸田市下戸田一―七―八モンテボヌール一階	令和七年九月三十日
戸田歯科	戸田市新曽六六二T―F R O N T E 三 F	令和七年四月三十日
戸田おとなこども歯科	戸田市新曽八〇五―一―一 F	令和七年四月三十日
医療法人社団幸毅会 新座眼科	新座市東北二―三五―一九 o r i i r o 志木一階	令和七年七月三十一日

告 示

埼玉県告示第七百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
飯能産婦人科医院	飯能市双柳一三三二―一	令和七年七月二十九日

告
示

埼玉県告示第七百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

医療法人 啓清 会 関東脳神経 外科病院							名称	
熊谷市代二 二〇							所在地	
医療法人 啓清 会							開設者名	
介護予防居宅 療養管理指導	介護予防通所 リハビリテー ション	介護予防訪問 リハビリテー ション	介護予防訪問 看護	居宅療養管理 指導	通所リハビリ テーション	訪問リハビリ テーション	訪問看護	サービスの種類
令和七年四月一 日								指定年月日

告示

埼玉県告示第七百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
ひばり薬局滑川店	事業者名	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ひばり薬局美里店	事業者名	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ひばり薬局花園店	事業者名	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ひばり薬局かやば店	事業者名	有限会社タケイ	ひばり薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
熊谷生協ヘルパー ステーション	事業所所在地	熊谷市上之三 八五四	熊谷市上之三 八五一―一	訪問介護
認知症デイサービス のどか（和）新みさと	事業所所在地	東京都足立区 千住曙四― 一六 共同会館三階	東京都足立区 柳原一―二七 ―五	認知症対応型通所 介護
まいほ―む新みさと	事業所所在地	東京都足立区 千住曙四― 一六 共同会館三階	東京都足立区 柳原一―二七 ―五	複合型サービス

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称		所在地		サービスの種類				廃止年月日
名称		所在地		サービスの種類				廃止年月日
介護のきむら		三郷市早稲田二 一四―二三郷 F L A T S 一〇 二号		訪問介護				平成二十七年九月三十日
居宅介護支援事業 所すまいる		蕨市錦町三―六 一七		福祉用具貸与	介護予防福祉用具 貸与	特定福祉用具販売	特定介護予防福祉 用具販売	平成二十七年七月三十一日
特別養護老人ホー ムオリーブ		狭山市上赤坂二 九〇―一		短期入所生活介護	介護予防短期入所 生活介護			平成二十七年四月三十日

フロンティア・みつ ため・ケアセンタ―	介護デイサービス 彩優	デイサービスセンタ ―よりいほうむ	うぐいすの森デイサ ―ビスセンタ―	あかつき苑	訪問介護事業所 上川原んち	デイサービスセンタ ―岡部ぬくもりの里	みどりの里デイサ― ビスセンタ―	介護予防リハセン タ―はなみずき	デイサービスセンタ ―橙
富士見市勝瀬七三 九―一	大里郡寄居町西ノ 入四七六―一	大里郡寄居町寄居 一七一二―一	大里郡寄居町桜沢 三五七三―一	大里郡寄居町西ノ 入一七九九―一	熊谷市小島四四九 ―一	深谷市榛沢新田九 三三―一	大里郡寄居町今市 四三五	深谷市榎合八七九 ―一	深谷市深谷四一四 ―二
通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護
平成二十七年五月 七日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十七年七月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日

健康 STUDIO大 塚店	深谷市大塚一八九 ―二	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
デイリゾ―トMOM OYAバリ	深谷市萱場三九四 ―一	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
デイサービス 深谷 横丁	深谷市上柴町西六 ―一三―八	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
デイリハセンター― うちリハ深谷	深谷市天神町八― 一八	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
デイリハセンター― ちリハ深谷中山道 店	深谷市深谷町八― 五―二	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
デイサービスここい ち深谷	深谷市田中七四三 ―一	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
デイサービスセンタ ―ウエル―ツ	深谷市上野台三一 二五―九	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
藤の花	秩父市日野田町二 ―一四―五	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
デイサービスおぼし ら	秩父市小柱二二八 ―一	通所介護	平成二十八年三月 三十一日
たんぽぽの家	秩父市下影森八八 ―五	通所介護	平成二十八年三月 三十一日

深谷南地域福祉事業所 柴上 ロングデイ	深谷南地域福祉事業所 柴上 デイサービス	デイサービスあらかわ亭	デイサービス知々夫亭
深谷市上柴町西四 一―二 三―一	深谷市上柴町西四 一―二 三―八	秩父市寺尾三四八 七―八	秩父市上宮地町二 四―九
通所介護	通所介護	通所介護	通所介護
平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日

[illegible]

同

篠
田
有
可

同 地
一

同

吉見町大字和名千二百九十一番地

告 示

埼玉県告示第七百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画緑地事業

都・緑・06号 谷戸緑地

三 事業施行期間

令和七年九月三十日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県所沢市大字上安松字谷戸地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
コンビニエンスストアにおける現金収納代行業務	北海道札幌市中央区大通東十丁目十一番地四 ウエルネット株式会社 代表取締役社長 宮澤 一洋	令和七年十月一日から 令和十年十一月三十日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年八月十五日

三 委託をした日

令和七年八月十五日

告 示

埼玉県告示第七百四十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立高等学校入学者選抜システム構築及び運用保守業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係

がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

- (6) 入札に参加できるのは単独の事業者とし、複数の事業者による共同事業者でないこと。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (8) 令和2年4月1日以降に、公立高等学校入学者選抜に関する電子出願システム、合否照会システム、選抜システム又はデジタル採点システムのいずれかのシステムの構築業務を誠実に履行した実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課入学者選抜・教員研修担当 壽原、石井 電話048-830-6766（直通） 電子メールa6760-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年11月10日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年11月7日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年11月7日（金）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 令和7年11月10日（月）午前10時

10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年10月21日（火）午前10時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価基準項目書の項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定し

ているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年10月 7 日（火）午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction, operation and maintenance of the system for the Saitama Prefectural high school entrance examinations.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., November 10, 2025

By registered mail or in person: 5:00 p.m., November 7, 2025

(3) Contact Information:

High School Education Guidance Division, Prefectural Schools
Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government,
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-6766

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 日高川島線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
比企郡川島町大字山ヶ谷戸字 諏訪一七二番一地先から同郡 同町大字山ヶ谷戸字諏訪一七 二番一地先まで		区 間
一〇・一八〇・一一・七三	一〇・一八〇・一〇・五五	敷地の幅員 (メートル)
一一・一〇		延長 (メートル)
歩道整備工事による。		備 考

告 示

埼玉県公営企業告示第四十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
公募型プロポーザルに付する。

令和七年九月三十日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 業務概要

(1) 委託業務名

025 水整第 111 号

川口幹線（Ⅰ期）送水管更新工事に伴う技術協力業務委託

(2) 技術協力業務の対象とする業務等

ア 実施設計業務

025 水整第 105 号 川口幹線（Ⅰ期）送水管更新実施設計業務委託

イ 対象工事

川口幹線（Ⅰ期）送水管更新工事（仮称）

(3) 委託箇所

埼玉県さいたま市桜区大字宿地内ほか

(4) 業務内容

川口幹線（Ⅰ期）送水管更新工事に伴う技術協力業務 一式

(5) 履行期限

令和 9 年 3 月 19 日

(6) その他

本案件は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプの対象委託であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結する。その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の随意契約の相手方として特定する。

2 資格要件

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者に要求される資格要件は、次のとおりとする。

なお、技術協力業務の契約締結までの間、資格要件を満たしている必要がある。ただし、カ(オ)bについてはこの限りでない。

ア 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。（以下「施行令」という。）

第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

(イ) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号。

以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- イ 公示日以降に企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- ウ 公示日以降に埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けている期間がないこと。
- エ 公示日以降に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を 2 回以上受けていないこと。
- オ 参加できるものの形態は次のとおりとする。
- (ア) 3 者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。
- (イ) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行）（第 7 条第 1 項（1）及び（6）を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。
- a 本プロポーザルにおいて、複数の特定企業体の構成員となること。
- b 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。
- カ 次の(ア)から(オ)の全てに該当する者であること。
- (ア) 建設業の許可
- 特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (イ) 工事成績
- 特定企業体における各構成員は、令和 5 年度及び令和 6 年度に完成した埼玉県発注工事のうち、土木工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても 65 点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。
- (ウ) 経営事項審査における総合評定値
- 土木工事業について、公示日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日

とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けていること。

特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が 1,200 点以上であること。

特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が 1,000 点以上であること。

ただし、経営事項審査の審査基準日は、直近のものであること。なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和 7・8 年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第 4 のただし書きに規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(エ) 施工実績

特定企業体の代表構成員は、契約締結の日にかかわらず平成 22 年 4 月 1 日から本件公示日までの間に、1 回の契約で延長 4 k m 以上のシールド工事を含む建設工事を元請として完成させた実績を有すること。なお、特定企業体の施工実績については、代表構成員であるときのものに限る。

その他構成員は、契約締結の日にかかわらず平成 22 年 4 月 1 日から本件公示日までの間に、上水道又は工業用水道における口径 500mm 以上の管布設を含む建設工事を元請として完成させた実績を有すること。なお、特定企業体の施工実績については、代表構成員であるときのものに限る。

(オ) 配置予定の技術者

a 技術協力業務の管理技術者等

(a) 特定企業体の代表構成員の配置予定の管理技術者は、公示日までにシールド工事において単年度工事で全期間、複数年度工事で 1 年以上にわたり従事した経験を有する者であること。

(b) その他構成員の配置予定の担当技術者は、監理技術者資格証（土木一式）又は 1 級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

b 対象工事の請負契約時において以下を満たせること。なお、病休、死亡、退職等の特別な場合や、発注者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(a) 特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、公示日までにシールド工事において単年度工事で全期間、複数年度工事で 1 年以上にわたり従事した経験を有する者であること。

その他構成員の配置予定の技術者は、公示日までに上水道若しく

は工業用水道におけるダクト埋設管布設工事又は鋼管布設工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

- (b) 建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として配置すること。
- (c) 専任の配置予定の技術者は、当該者が在籍する特定企業体の代表構成員又はその他構成員と参加意思表明書の提出期限の3月以上前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。
- (d) 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。
- (e) 配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、対象工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と対象工事の準備期間である場合又は対象工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に対象工事に配置することができる場合を除く。
- (f) 配置予定の技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (g) 対象工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領の対象とする。
- (h) 対象工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

キ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の内容（様式第16号～19号）及びヒアリング

【技術提案を求める具体的テーマ】

- 1 技術協力業務の実施方針に関する提案
- 2 工事の実現性向上に対する提案

2-1 現道上での作業削減（立坑の削減も含む）に資する提案

2-2 周辺施設への工事影響を最小限に抑えるための提案

3 手続き等

(1) 担当課所

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区大字五関 387 番地 2

埼玉県企業局水道整備事務所 送水施設担当

電話 048-858-7890

FAX 048-840-1808

E-mail p534755@pref.saitama.lg.jp

(2) 説明書の交付方法

令和 7 年 9 月 30 日（火）から埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）に掲示する。

(3) 参加表明書の受領期限及び方法

ア 受領期限

令和 7 年 10 月 20 日（月）15 時まで

イ 方法

電子入札システムによりプロポーザル参加意思表明書を提出すること。なお、次に掲げる書類を合わせて提出すること。

(ア) プロポーザル参加資格等確認資料（様式第 1－1 号）

(イ) 様式第 1－1 号に係る添付資料等

(ウ) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 2 号・3 号）

(エ) 社会保険等に関する誓約書（様式第 4 号・5 号）

確認後、参加表明書受付票を発行する。

(4) 技術提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和 7 年 12 月 8 日（月）15 時まで

イ 方法

電子入札システムにより提出すること。

確認後、技術提案書受付票を発行する。

(5) その他

ア 契約保証金

(ア) 落札者は契約金額の 100 分の 1（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない

ない。

- (イ) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債券金額（c にあっては、保証金額）と同額とする。

a 利付国債

b 埼玉県債

c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項の保証事業会社をいう。）の保証

- (ウ) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

a 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

b 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (エ) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

イ 埼玉県公営企業土木設計業務等標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して見積に参加すること。

ウ 他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書作成の要否

要。

なお、本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契

約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3 (1)に同じ。
- (4) 詳細は説明書による。

5 Summary

- (1) Nature of Services Required : Technical cooperation regarding shield tunneling
- (2) Time-limit to express interests: 3:00pm Monday , October 20 , 2025
- (3) Time-limit for the submission of proposals: 3:00pm Monday , December 8 , 2025
- (4) Contact point for documentation relating to the proposal:
387-2 goseki , Sakura-ku , Saitama-shi , Saitama-ken , 338-0815
Phone 048-858-7890